

4. 届出に必要な書類等

(1) 提出書類

魚沼市内で届出の対象となる行為 (P3 参照) を行う際には、次頁に示す行為の届出書 (第 4 号様式) 及び景観形成チェックシート (第 6 号様式) と、景観法及び魚沼市景観条例に基づき以下の書類の提出が必要です。

なお、設計図等の一部図書については、必要ないと認められる場合、添付を省略できる場合があります。(※詳細は、魚沼市産業経済部都市整備課にお問い合わせください)

また、届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、行為の変更届出書 (第 5 号様式) の提出が必要です。

行為の種類		付近見取図	敷地及び周辺の状況写真	配置図	彩色が施された図面	設計図又は施工方法を明らかにする図面等	対象建築物の状況写真	委任状	
建築物	新築、増築、改築、移転	○	○	○	○	—	—	△	
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	一戸建ての専用住宅	○	○	—	—	—	○	△
		上記以外	○	○	○	○	—	—	△
工作物	新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○	○	○	○	—	—	△	
開発行為		○	○	—	—	○	—	△	
土地の形質の変更		○	○	—	—	△	—	△	
木竹の植栽又は伐採		○	○	—	—	△	—	△	
屋外の堆積		○	○	—	—	△	—	△	

○：提出するもの、△：必要に応じて提出、—：提出不要